

専決処分書

令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第3号）

補正予算を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第3号）

別記のとおり

令和3年4月22日

伊丹市長 藤原 保幸

## 令和 3 年度伊丹市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度伊丹市一般会計補正予算（第 3 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 , 3 8 6 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 4 , 4 4 1 , 3 1 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		1,374,662	46,386	1,421,048
	1 繰入金	1,374,662	46,386	1,421,048
歳 入 合 計		84,394,929	46,386	84,441,315

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		750,338	46,386	796,724
	1 商工費	750,338	46,386	796,724
歳 出 合 計		84,394,929	46,386	84,441,315

1 歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,374,662	46,386	1,421,048
1 繰入金	1,374,662	46,386	1,421,048
2 基金繰入金	1,355,832	46,386	1,402,218
歳入合計	84,394,929	46,386	84,441,315

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金繰入金	46,386	財政調整基金繰入金 46,386

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目 【事 業 名】	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
7 商 工 費	750,338	46,386	796,724	—	—	—
1 商 工 費	750,338	46,386	796,724	—	—	—
2 商工振興費	589,060	46,386	635,446	—	—	—
【商工業振興対策経費】	273,752	46,386	320,138			
歳出合計	84,394,929	46,386	84,441,315	—	—	—

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
46,386			
46,386			
46,386	18 負担金補助 及び交付金	46,386	<b>商工業振興対策経費 46,386</b>  (18 負担金補助及び交付金 46,386 ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 事業負担金 46,386
46,386			